

配偶者、子以外の扶養認定について

よく市町村の国民健康保険の窓口または文書で「収入も少なし勤務されている子供さんの社会保険に加入できますよ(保険料もおとくになりますよ)」という助言をされ扶養申請される方がおられますが、健保組合の被扶養者認定はあくまで健康保険法や関連法令、通達等を十分に踏まえた上で審査し、健保組合が「被扶養者資格がある」と判断した場合にはじめて被扶養者資格が認められるものです。(所得税法上の扶養とは全く違います!)

単純に市役所の担当者の勧めで国民健康保険の脱退手続し、健保組合に被扶養者届及び関係添付書類(住民票等概ね1,000円以上費用が必要)を提出し、扶養申請された場合、健保組合が審査した結果認定した場合はよいのですが、否認した場合、その申請にかかる費用は市町村では負担してはもらえません。

また、国民健康保険を一度脱退してその審査期間中に病気になられた場合、自費診療となるケースもありますので、絶対に審査結果がでるまでは国民健康保険の資格を喪失しないよう注意して下さい。

加えて、現在病気だから加入したいと言われる方もおられますが、あくまで保険ですので、病気だから認定している、とても保険理論上において健康保険制度自体が成り立ちません。このような逆選択加入についてはとても認定できるものではありません。

なお、国民健康保険の担当者は単純に年収が何万円未満だから社会保険に入れるはずですと勤めますが、健康保険法上の被扶養者制度に加入できるのは、あなたの家族であればだれでもよいわけではありません。健康保険制度を維持するためにその範囲および要件が規定されているのです。

その範囲及び要件は、次の3つです。

1. あなたと思定対象者との関係が被扶養者資格の範囲であるかどうか。
2. 認定対象者があなたと同一の世帯に属しているかどうか。
3. 認定対象者の生計があなたによって主として維持されているかどうか。また、将来に向けて維持される見通しがあるかどうか。

まず、第1番目の要件である被扶養者の範囲は法律で規定されており次のとおりです。

- ① あなたの直系尊属(父母、祖父母、曾祖父母等6親等以内の親族)
- ② あなたの配偶者、子、孫、弟妹
- ③ 配偶者の父母、祖父母、子、孫
(③については同居し同一世帯であることが絶対条件です。)

次に、第2番目の同一世帯に属しているとは、単に同居の意味ではなく、あくまで住居及び家計を共同にすることであり、被保険者と同一戸籍内とか被保険者が世帯主であることとは関係ありません。

したがって、住居は同じで家計が別のような2世帯住宅の場合は要件をみたしていません。

最後に第3番目で1番重要な要件の「主として生計維持する」とは、あなたが認定対象者に対して生計費(衣食住費用)の概ね5割以上の経済的援助をしていることです。

健保組合ではまず第1の要件については、住民票等で確認できます。

第2、3の要件の「被保険者と同一世帯に属し主として生計を維持している」については、次の4つのポイントで厳正、公平に総合的に審査しております。

① 同一世帯の確認

被保険者世帯(配偶者・子)と異なる認定対象者世帯についての生活状況

② 認定対象者世帯の自活能力

認定対象者のすべての収入(税法上の所得ではありません)を調査し、その自活能力について審査します。(年金はおこずかいではありません。)

*収入については、あくまで継続性のあるもので、退職一時金、震渡収入及び土地建物等財産は対象としません。また、賞与についても年度の増減が大きいため対象としません。(被保険者の収入としても認定対象者の収入としても除外しています。)

ただし、財産から発生する継続的収入や退職金の年金支給については収入として扱います。

③ 被保険者の経済的扶養能力

被保険者の収入から被保険者世帯の生活費を除いた額が経済的に扶養援助可能金額となり、実際に援助能力があるかどうか調査します。

④②と③を勘案して認定対象者が被保険者に対する生計依存度及び経済的扶養の事実について調査します。

次の場合は被扶養者の認定はできませんので、ご注意ください。

<同一世帯の場合>

申請被扶養者の収入は基準未満だが、被保険者がその世帯で中心的役割を果たしていない場合は、申請被扶養者の生計を被保険者が主として維持しているとは言えません

<同一世帯でない場合>

申請被扶養者の収入は基準未満だが、被保険者からの援助額よりも申請被扶養者の収入(年金を含む)が多い場合は、申請被扶養者の生計を被保険者が主として維持しているとは言えません。

- 血族か姻族か被扶養者範囲内かどうかについて
- 同一世帯かどうかについて
- 認定対象者の自活能力があるかどうかについて
- 被保険者の経済的扶養能力があるかどうかについて
- 認定対象者の生活費が被保険者より実態として経済的援助を受けているかどうかについて